

菊 政 審 第 3 6 号
令 和 4 年 6 月 1 7 日

菊池市長 様
菊池市議会議員 様

菊池市政治倫理審査会
会長 松永 榮



菊池市政治倫理審査会審査結果報告書(2号議案)

令和4年4月5日付けで、菊池市長から審査を付託された調査請求について、菊池市政治倫理条例(以下「条例」という。)第9条第4項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 対象の調査請求

1 請求日

令和4年3月25日

2 請求者

荒木崇之ほか3人の菊池市議会議員

3 違反するおそれがあると認められる者の氏名

田中教之

4 違反の内容

田中教之議員(以下「田中議員」という。)の■■■■(二親等以内の親族)である■■■■(以下「■■■■」)という。)は、田中議員が平成30年に市議会議員に当選してから令和3年までの間に、菊池市と法律相談員の委託契約を締結し、その謝礼金として、合計84万円を受領したものである。

5 違反の根拠

条例第4条第1項及び第4項違反

第2 政治倫理審査会の概要

1 審査会委員

定数	8人
会長	松永 榮治
副会長	上拂 耕生
委員	江崎 一朗
委員	河津 典和
委員	益田 陽介
委員	山本 隆生
委員	工藤 清子
委員	仁木 徳子

2 審査の概要

(1) 第1回審査会(令和4年4月5日開催、全員出席)

ア 互選により松永委員を会長、上拂委員を副会長に選任した。

イ 菊池市政治倫理審査会運営要領を定めた。

ウ 協議の結果、以下の事項を決定した。

(ア) 田中議員の議員歴の照会

(イ) 田中議員の在籍期間における菊池市と■■■■との契約の有無及び契約内容の照会

(ウ) 調査請求者及び田中議員について、審査会での意見陳述の照会

(2) 第2回審査会(令和4年4月11日開催、全員出席)

ア 田中議員の議員在籍期間

田中議員の議員在籍期間は、平成30年6月1日から現在までであることを確認した。

イ 最高裁第三小法廷平成26年5月27日判決の確認を行った。

ウ ■■■■と菊池市との契約の有無と内容

■■■■は、田中議員の議員在籍中に、菊池市との間に、3回、同市が開設する法律相談会の法律相談に当たる旨の契約をしたことを確認した。

エ 調査請求者の意見の陳述

調査請求者の荒木崇之議員は、田中議員が菊池市と法律相談の契約をして謝礼を受領した行為は、条例第4条第1項に該当すること、調査請求書で条例違反と主張した■■■■と菊池市との公平委員会委員等の報酬部分を取り下げること、調査請求書に記載の「違反の根拠」に、条例第4条第4項を追加する旨陳述した。

(3) 第3回審査会(令和4年4月25日開催、全員出席)

- ア 平成30年4月25日総行第94号総務省自治行政局行政課長通知の確認
イ 条例及び条例施行規則の改正の変遷

平成26年3月26日に、条例第4条が改正されたこと及び改正内容を確認した。

- ウ 調査請求者が、令和4年4月13日付けで提出した補正調査請求書の確認
公平委員会委員等の報酬部分を取り下げ、調査請求書の「違反の根拠」に、
条例第4条第4項が追加補正された。

エ 田中議員の意見陳述

田中議員は、[]が二親等以内の親族([])であること、及び菊池市との間に法律相談の委託契約を締結していることを認めたが、[]の法律相談の委託契約は、条例第4条第1項に規定する「市工事等の請負契約」には該当しないから、同項に違反せず、したがって同条第4項にも該当せず、条例違反は認められない旨陳述した。

(4) 第4回審査会(令和4年5月9日開催、全員出席)

これまで審査会で行ってきた事実の確認、調査請求者の意見の陳述及び田中議員の意見の陳述を踏まえ、市長及び議長に報告する審査結果報告書について、審議を行った。

(5) 第5回審査会(令和4年6月2日開催、全員出席)

市長及び議長に報告する審査結果報告の内容について確認を行い、決定した。

第3 審査会の判断

1 調査請求の適否

- (1) 条例第4条第1項は、「議員の二親等以内の親族(姻族を含む。)・・・が経営する企業は、・・・市工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならない。」とした上、同条第4項では「議員は・・・、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない。」と規定している。

当審査会は、条例第4条第1項は、議員の違反行為を規定したものではなく、企業の違反行為を規定したものであるため、議員に同項違反を問うことには疑問があり、議員の義務を規定した同条第4項違反で調査請求するのが適切であると判断した。

- (2) []は、田中議員の[](二親等以内の親族)であり、同議員の議員在

籍中に、合計3回、菊池市と法律相談会で法律相談を行う旨の契約を締結している。

そして、本件調査請求は、議員の定数の5分の1以上の4人の議員の連署で行われており、条例第8条の要件を満たしていることから、当審査会は、調査請求は適正であると判断した。

2 違反事実の存否

(1) 田中議員は、[]と菊池市の契約は、条例第4条第1項の「市工事等の請負契約」に該当せず、条例違反の事実はない旨主張するので検討する。

ア []と菊池市が締結した契約内容の要旨は次のとおりである。

(ア) []は、菊池市が開設する法律相談会について、法律相談に当たるものとする。

(イ) 法律相談は、年8回又は9回、午前9時から正午まで実施することを原則とする。

(ウ) 法律相談に対しては、1回につき3万円の謝礼金を支払うものとする。

(2) 上記契約は、条例が規定する「市工事等」に該当するか。

条例第4条第1項は、議員の二親等以内の親族が経営する企業は、「市工事等の請負契約、下請工事及び委託契約を辞退しなければならない。」と規定している。

条例に規定する「市工事等」とは、土木工事、建築工事など及びこれらと同種のものを表す用語として使われているものであり、「市工事等」の範囲は、条例第3条(政治倫理基準)第4号に規定する「市の発注する土木、建設事業など公共事業」と同じで、一般的に言う「工事」と同じ範疇のものに限定されていると解すべきである。

菊池市政治倫理条例と同様の規定を持つ府中市議会議員政治倫理条例の規定について、最高裁第三小法廷平成26年5月27日判決は、「規制の対象となる企業の経済的活動は、上告人(注：府中市)の工事等に係る請負契約等の締結に限られる」と判示し、規定を制限的に解釈している。

本市条例における「工事等」は、その立法上の文言及び文理解釈からして、公共工事及びそれに類する請負契約、下請工事及び委託契約に関する規制であり、条例第4条第2項にあるように「市の一般物品納入契約についても準用する」との個別具体的な規定により追加されない限りにおいては、いたずらに拡大解釈すべきものではない。

また、条例第4条第1項は、「地方自治法第92条の2・・・の規定の趣旨を尊重し」と規定し、同法は、地方議会の議員の兼職を禁止し、一般的に「地方公共団体に対し請負をする者」たることができないとしているが、これは議員

本人に対する規制であり、条例のように、二親等以内の親族企業に対する規制ではない上、「市工事等に係る請負契約」という限定がなされていないことから、これを条例解釈の参考にすることは相当ではない。

また、議員の二親等以内の親族の弁護士が、菊池市と法律相談の委託契約を締結したとしても、市民に不正の疑惑を持たれるおそれや、それによって議員の職務執行の公正さを害するおそれや不信を招くおそれはほとんどないものとする。

3 審査の結果

以上の理由から、当審査会においては、 と菊池市との当該契約は、条例第4条第1項に規定する「市工事等の請負契約、下請工事及び委託契約」には該当しないと判断した。

したがって、 には、菊池市との契約を辞退しなければならない旨の規定は適用されず、その結果、田中議員にも同条第4項の「責任をもって関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない。」という義務は課せられず、田中議員の条例違反を認めることはできなかったものである。

第4 菊池市議会への付言

条例第4条第1項及び第4項を含め、本条例は、市議会の内部的自律権に基づく自主規制としての性格を有し、このような市議会の自律的な規制の在り方については、その自主的な判断が尊重されるべきものと解される。

そこで、本条例第4条第1項及び第4項をはじめとする条例に規定された内容の立法的合理性、規定の解釈、適用のあり方及び規定に違反する具体的事実等の基準の明確化、解釈及びその運用についても、基本的には市議会の内部的自律権に委ねられた事項であると認められる。

今後は、市議会の責任において、その明確な基準、解釈及び運用についてのルールを市議会の内部的自律権により、明文化されるように求めるものである。